

| 制度検討委員会等での主要な意見   | 制度改正案  |
|---|--|
| <p><b>1. 国土計画体系の在り方について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国土計画の改革の重要なポイントは、 <ul style="list-style-type: none"> <li>①全総計画と国土利用計画の体系を統合することで土地利用の観点も含めた利用、開発、保全の計画となること、</li> <li>②広域ブロック計画の原案の作成段階において地域の主体が参加・協議する仕組みが導入されること、</li> <li>③パブリック・インボルブメント型の計画づくりが取り入れられること、</li> <li>④計画の策定、推進、評価の進行管理を行うことで計画の実効性を高めること、であると考えられる。</li> </ul> </li> <li>新たな国土計画体系は、全国計画、広域ブロック計画、都道府県計画及び市町村計画からなる体系が考えられる。複雑な計画体系を概観性をもって一元化し、計画間調整の仕組みを検討することは意義深い。</li> <li>一方で、地方公共団体が定める都道府県計画及び市町村計画については、「地方自治法に基づく基本構想」や土地利用等に関する計画、任意に策定される総合計画等との関係を考慮する必要があることから、国が策定する全国計画及び広域ブロック計画と地方公共団体が策定する都道府県計画及び市町村計画では性格が異なるのではないかとする意見や、地方分権の観点から地方公共団体が自らつくる計画を法定化するのは適切ではないとの意見もあった。</li> </ul> | <p><b>【制度改正の主なポイント】</b></p> <p>左記の①～④のポイントは、以下の1～4のポイントにより網羅されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li><b>1. 「開発」中心からの転換</b><br/>「開発」を基調としたこれまでの国土計画に代え、<u>利用、保全に力点をおいて、国土に関する施策を一体的・総合的に推進する計画を策定する。</u></li> <li><b>2. 地域の自律性の尊重及び国と地方公共団体のパートナーシップの実現</b><br/>全国計画のほか、二以上の都府県の区域において策定する広域地方計画を創設し、<u>国と地方の意見調整の仕組みを構築する。</u><br/>広域地方計画は、国の地方支分部局、関係都府県等からなる<u>協議会の協議を経た上で関係行政機関の長に協議し、国土交通大臣が決定する。</u><br/>地方公共団体（全国計画については都道府県及び政令市から、広域地方計画については市町村）から国への計画提案制度を設け、国に応答義務を課す。</li> <li><b>3. 計画策定プロセスにおける多様な主体の参画</b><br/>計画の策定に当たっては、<u>広く地方公共団体からの意見聴取や国民の意見を反映させる仕組みを設ける。</u></li> <li><b>4. 計画の評価・見直し</b><br/><u>全国計画に対して政策評価を義務づけることにより、定期的な計画の評価・見直しを行うこととする。</u></li> </ol> <p><b>【計画体系等について】</b></p> <p><u>国土利用計画との一体作成、大都市圏整備に関する計画の合理化、地方開発促進計画の廃止など、国土計画体系の簡素化・一体化を図る。</u></p> <p>基本理念として、地方公共団体の主体的な取組を尊重しつつ、全国的な規模で又は全国的な視点に立って行わなければならない施策の実施その他の国が本来果たすべき役割を踏まえ、国の責務が全うされることとし、<u>地方分権の考え方を踏まえ都道府県又は市町村が策定する計画について、新たな法制度を設けることはしないこととした。</u></p> |

| 制度検討委員会等での主要な意見   | 制度改正案   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雇用や産業、港湾や空港の配置等都府県では狭すぎる課題が多いことから広域ブロック計画が必要であり、<u>国の具体的な施策は全国計画ではなく、なるべく広域ブロック計画で記述すべき。</u></li> </ul> <p><b>2. 全国計画の在り方について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の構造としては、基本構想、目標、施策の3項目が想定されるが、施策等については、<u>広域ブロック計画との役割分担を明確にする必要がある。</u></li> <li>・ 計画事項については、今日的な国土計画の考え方に合わせて見直し、充実を図る必要がある。</li> <br/> <li>・ パブリック・インボルブメントなど、<u>国民の意見を反映する仕組みを制度化すべき</u>である。</li> <br/> <li>・ <u>都道府県の意見に対しては国に回答義務を課し、さらに意見聴取の対象を市町村まで拡大することも検討すべき。</u></li> <br/> <li>・ 計画の達成度の評価、妥当性の評価など計画の進行管理に関しては、計画の円滑かつ適切な進行管理を図る観点から必要な仕組み等について検討を進めるとともに、<u>国土計画の点検作業を定例化することが必要</u>である。また、地域再生といった個別事項の状況によって見直しができるようにすることも重要。</li> <li>・ 国土の現況等を国会に報告し、公表する年次報告の制度化を検討すべき。</li> <br/> <li>・ <u>国土利用計画全国計画との間で計画の内容をどのように関連を持たせるかが重要。</u></li> </ul> | <p>※全国計画は、国土の形成に関する施策の指針となるべきものとして、全国的な見地から必要とされる基本的な施策を定めることとし、<u>広域地方計画と役割分担</u>をする。</p> <p><b>【全国計画の内容】</b><br/> <u>全国計画は、総合的な国土の形成に関する施策の指針となるべきものとして、①基本的な方針、②目標、③全国的な見地から必要とされる基本的な施策について定める。</u>また、計画の対象範囲については、重要な公共的施設の利用、整備及び保全、海洋の利用・保全、環境の保全等が含まれることを明示する。</p> <p><b>【計画策定への多様な主体の参加】</b><br/> <u>計画の策定に当たっては、広く地方公共団体からの意見聴取や国民の意見を反映させる仕組みを設ける。</u>（前掲）</p> <p><b>【計画提案制度】</b><br/> <u>全国計画については、都道府県、政令市が提案できることとし、国には応答義務を課することとする。</u><br/> <u>広域地方計画については、市町村が提案できることとし、国には応答義務を課することとする。</u></p> <p><b>【計画の評価・見直し】</b><br/> <u>政策評価を義務づけることにより、定期的な計画の評価・見直しを行うこととする。</u>（前掲）</p> <p><b>【国土利用計画全国計画との関係】</b><br/> <u>全国計画は、国土利用計画全国計画と一体のものとして定める。</u></p> |

| 制度検討委員会等での主要な意見  | 制度改正案   |
|--|---|
| <p><b>3. 広域ブロック計画の在り方について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画の構造としては、基本構想、目標、施策の3項目が想定されるが、全国計画の計画事項の見直しを踏まえ、その整合性、機能分担、ブロックの特殊性等を考慮し、検討する必要がある。</li> <li>計画の指針性をどう強化するかが重要。</li> <li>策定に当たっては、全国計画で示されたフレームを前提とすることにより、<u>全国計画との整合を図るべき</u>である。</li> <li>施策等については、都府県の区域を超えた広域圏の一体的な整備を図る観点から必要な事項を中心としていくべきである。</li> </ul><br><ul style="list-style-type: none"> <li><u>なるべく地域で調整させ、できないところを国が補完するというシステムがよい。</u></li> <li><u>国と地方が協議を重ねて、広域的な問題に協力して取り組む方がうまくいく。</u></li> <li>関係都府県の協議により計画の原案を作成することができる仕組みは、地方分権や地域間の個性的発展の競争を促す等の観点からも意義がある。</li> <li><u>原案の作成に当たっては、地元での意思形成が図られるような具体の手続の在り方について検討を進めるべき。</u></li> <li>原案作成の際の協議の円滑化やプロセスの透明性確保の在り方については、<u>協議会等を制度上位置付けることも考えられる。</u></li> <li><u>国と地方が対等な立場で協議することが実質的に担保されることが重要。</u></li> <li>協議会がどういう役割を担い、どのように運営されるかが重要。</li> <li>原案作成に当たっては、<u>国と地方公共団体の間で意見調整を図ることも重要</u>であり、国の地方支分部局との実質的な連携方法についても検討する必要がある。</li> <li>関係都府県の協議により作成された原案に、国が必要な追加、修正等を行い最終的に決定する仕組みとするが、国の決定内容が原案と異なる場合には、国が関係都府県からの意見を聴取し、意見の申出を受けたときは、遅滞なく回答することとする必要がある。また、関係都府県から原案が提出されない場合であっても、国が決定する際には、関係都府県からの意見聴取を行うなど必要な手続きを経るようすべき。</li> </ul> | <p><b>【計画の内容】</b></p> <p>広域地方計画は、<u>全国計画を基本として</u>、政令で定める二以上の都府県の区域（広域地方計画区域）における国土の形成に関する①方針、②目標及び③<u>広域の見地から必要とされる主要な施策</u>（特に必要があると認められる区域外にわたるものを含む）を定める。</p> <p>※全国計画は、国土の形成に関する施策の指針となるべきものとして、全国的な見地から必要とされる基本的な施策を定めることとし、<u>広域地方計画と役割分担</u>をする。（前掲）</p><br><p><b>【計画の策定プロセス】</b></p> <p>広域地方計画は、区域ごとに<u>国の地方支分部局、関係都府県、関係政令市からなる協議会を設け、国と地方公共団体が対等の立場で協議した上で</u>、国土交通大臣が決定することとする。</p> <p>協議会は、区域内の市町村、区域に隣接する地方公共団体、地元経済界その他密接な関係を有する者を協議会に加えることができる。</p> <p>協議会の運営に関し必要な事項は協議会が定める。</p> <p>※<u>「地方にできることは地方に」という考え方を踏まえ、協議会における協議を極力尊重して広域地方計画を定めることとする。</u></p> |

| 制度検討委員会等での主要な意見   | 制度改正案  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>地方公共団体からの要請が計画に反映されているか否かチェックできるようにすべき。</u></li> <br/> <li>・ 計画圏域については、現行制度のうち、完全包含重複を解消する観点から北陸3県（富山県、石川県及び福井県）については、北陸地方として中部圏とは異なる計画圏域とすることが考えられるが、<u>地方の選択肢が狭まらないよう配慮して、結論を得ることとすべきとの意見もある。</u></li> <li>・ 圏域の区域割りは制度の前提となるべきものであり、<u>十分議論して早期に決めるべき。</u></li> <br/> <li>・ 国土計画の実施に資するもので、<u>複数の広域ブロックに跨る課題などで国が一定の役割を果たす特定広域計画については、支援制度の在り方を含め引き続き検討すべき。</u></li> </ul> | <p><b>【計画提案制度】</b><br/> 広域地方計画については、<u>市町村が提案を</u>できることとし、<u>国には応答義務を課することとする。</u></p> <p><b>【区域の指定】</b><br/> 首都圏、近畿圏、中部圏その他の二以上の都府県の区域であって、一体として総合的な国土の形成を推進する必要がある区域（広域地方計画区域）について、広域地方計画を定める。<u>広域地方計画区域は、都府県その他地方公共団体、地方経済団体、その他多くの関係者の意見を聞いて政令で指定。</u></p> <p>なお、区域外にわたる施策であっても、広域の見地から特に必要があると認められる施策も計画に位置づけることができることとする。</p> <p><b>【複数の区域に跨る課題】</b><br/> 広域地方計画に定める施策には、特に必要があると認められる<u>区域外にわたるものが含まれる。</u>また、<u>協議会は、区域に隣接する地方公共団体等、密接な関係を有する者を協議会に加えることができる。</u></p> |

| 制度検討委員会等での主要な意見  | 制度改正案   |
|--|---|
| <p><b>4. 都道府県が策定する計画の在り方について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県計画は現行国土利用計画法に定められる土地利用基本計画と合わせた計画とし、計画の構造としては、基本構想、目標、施策に加え、現行土地利用基本計画の機能が加わることが想定される。</li> <li><u>策定を義務付けることについては、賛成、反対の両論ある。</u></li> <li>策定を義務付けることとしても、最小限必要な計画事項を除いて、計画事項が柔軟に定められるような仕組みがよい。</li> <li>計画策定に対する国の事前の関与は、現行土地利用基本計画の機能のみとし、その他の内容については原則的に関与しないなど、地方の立場を尊重すべき。</li> </ul> <p><b>5. 市町村が策定する計画の在り方について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全国計画、広域ブロック計画及び都道府県計画を基本とし、かつ、「地方自治法に基づく基本構想」に即し、国土の総合的な利用、開発、保全に関する基本構想を定めるとともに、土地利用の調整に資する計画として位置付ける必要がある。</li> <li>計画策定は任意でよい。</li> <li>計画の構造としては、基本構想、目標、施策が考えられるが、各々の市町村の実状に応じて、できる限り柔軟に計画が定められるような仕組みとする方がよい。</li> <li>市町村の実態に応じた土地利用の調整に資する計画としての位置付けを強化してはどうか。</li> <li>市町村計画が、自主条例を制定した場合の規制と個別法に基づく規制などが連携していくための指針となることを期待する。</li> <li>公聴会の開催等地域の実状に応じた住民参加の手法を取り入れるべきである。</li> <li>都道府県、市町村の間の相互の計画意図の調整を具体的に図っていく仕組みとすることも重要である。</li> <li>市町村が計画を定める際にインセンティブとなるような新たな仕組みを整備することを検討できないか。</li> <li>市町村が計画を策定することにより、都道府県との間で意見の交換をすることができるような仕組みとすることはできないか。</li> </ul> | <p>基本理念として、地方公共団体の主体的な取組を尊重しつつ、全国的な規模で又は全国的な視点に立って行わなければならない施策の実施その他の国が本来果たすべき役割を踏まえ、国の責務が全うされることとし、<u>地方分権の考え方等を踏まえ都道府県又は市町村が策定する計画について、新たな法制度を設けることはしないこととした。</u>（前掲）</p> |

※「制度検討委員会等での主要な意見」は、第2回調査改革部会（平成15年9月1日開催）において報告された意見に、その後に各委員から頂いた意見を追加したものである。